

食品用途発明のグローバル・ランドスケープ

国別審査実務の徹底比較と戦略的考察



Noto Serif JP

Based on comparative analysis of JPO, USPTO, and EPO practices post-2016.

エグゼクティブ・サマリー：主要な示唆



日本の転換点

2016年の審査基準改訂により、日本市場での食品用途特許の取得が「解禁」された。



グローバルな分断

米国（方法クレーム）、欧州（用途限定物クレーム）、日本（用途限定食品）と、地域ごとに最適な権利化形式が完全に異なる。



「一律」の危険性

単一のクレームセットでの国際出願は、拒絶理由通知や権利範囲の縮小を招くリスクが高い。



マルチトラック戦略

各国の法理（新規性・進歩性の考え方）を理解し、出願段階から複数のクレーム案を準備することで、ギャップは克服可能である。

食品用途発明とは何か？

定義： 既知の食品成分（X）に、新たに発見された機能・効果（Y）を見出した発明。



既知の食品成分 X



新機能・効果 Y



特許文書



～2016年3月

以前：新規性なし（成分が公知のため）

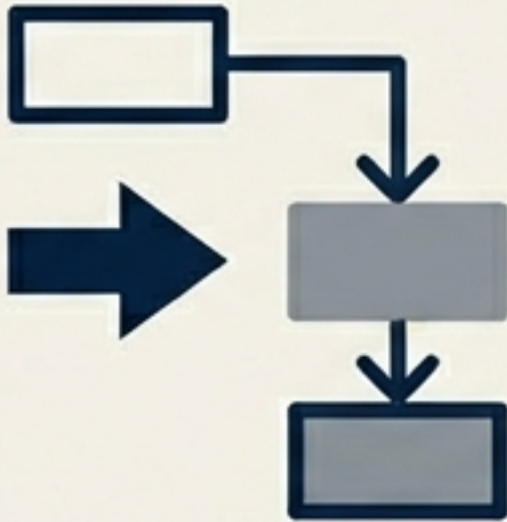
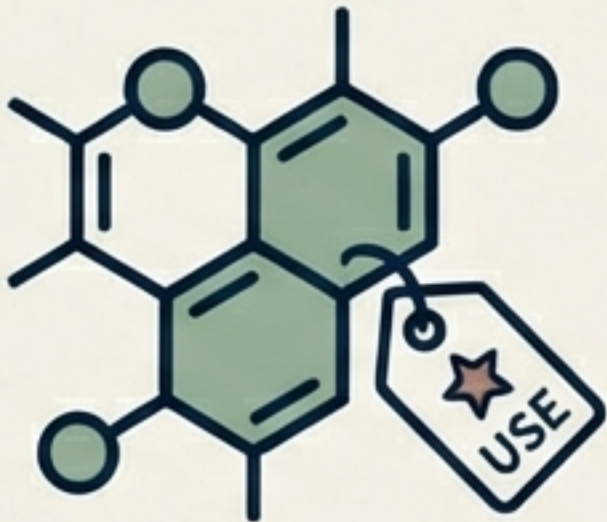


2016年4月～

現在：特許可能（用途限定＝発明の構成要件）

コンテキスト：機能性食品（トクホ等）の市場拡大と連動

核心的対立：地域によるアプローチの相違

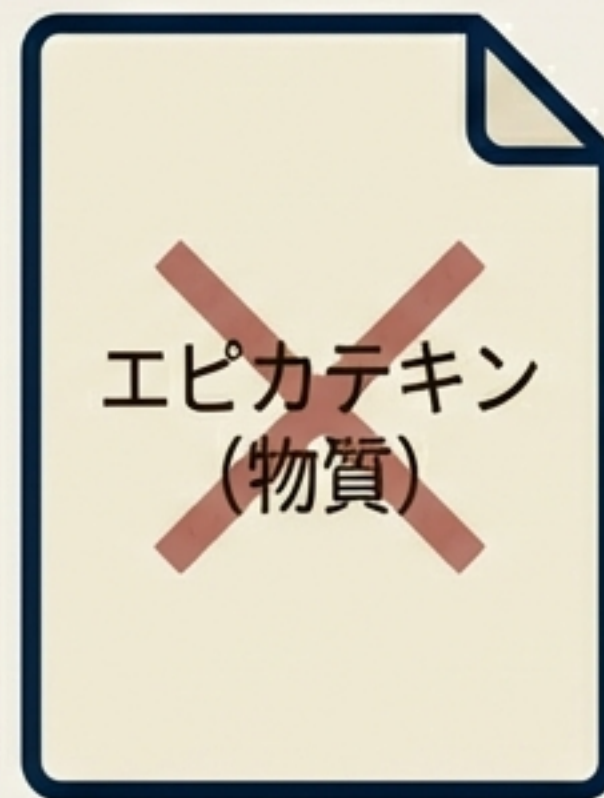
JAPAN（日本）	USA（米国）	EUROPE（欧州）
		
用途限定食品	使用方法（Method）	用途限定プロダクト
2016年改訂により欧州型に接近。「～用食品」という物クレームが可能。	「内在的性質」の壁。既知物質の物クレームは拒絶されやすい。方法クレームが原則。	未知の技術的効果に基づく「用途」に新規性を認める（Mobil Oil判決 G2/88）。

日本：2016年改訂と「用途限定」の解禁

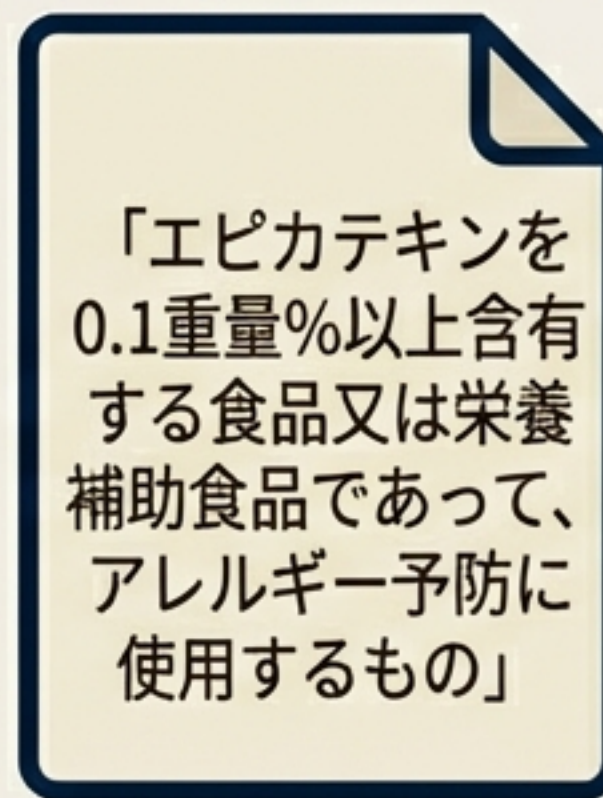
パラダイムシフト

- 従来の「新規性なし」から「用途も構成要件」への大転換。
- クレーム形式：「食品または飲食品」に用途限定を付した形が許容される。

当初出願



特許査定



Patent No. 6204913

Takeaway: 用途が明確であれば、高い予見可能性で権利化が可能。

米国：「内在的性質 (Inherency)」の壁と方法クレーム



The Problem

成分Xが元々持っていた性質を後から発見しても、X自体は新品にならない（MPEP規定）。

The Solution

「効果Yを得るために食品成分Xを人に投与する**方法**」としてクレームする。

Strategic Tip

物クレームが必要な場合は、高濃度配合など「構造的な新規性」を付加する。

欧州 (EPO) : 「目的限定プロダクト」と医療/非医療の境界線

基本原則 (G2/88 Mobil Oil)

「物質X for use in achieving Y」が認められる。用途Yが未知の技術的效果であれば新規性あり。



Medical (治療的)

例外的に「第二医療用途クレーム」形式が必要 (EPC 54(5))。

例：肥満治療



Non-Medical (非治療的)

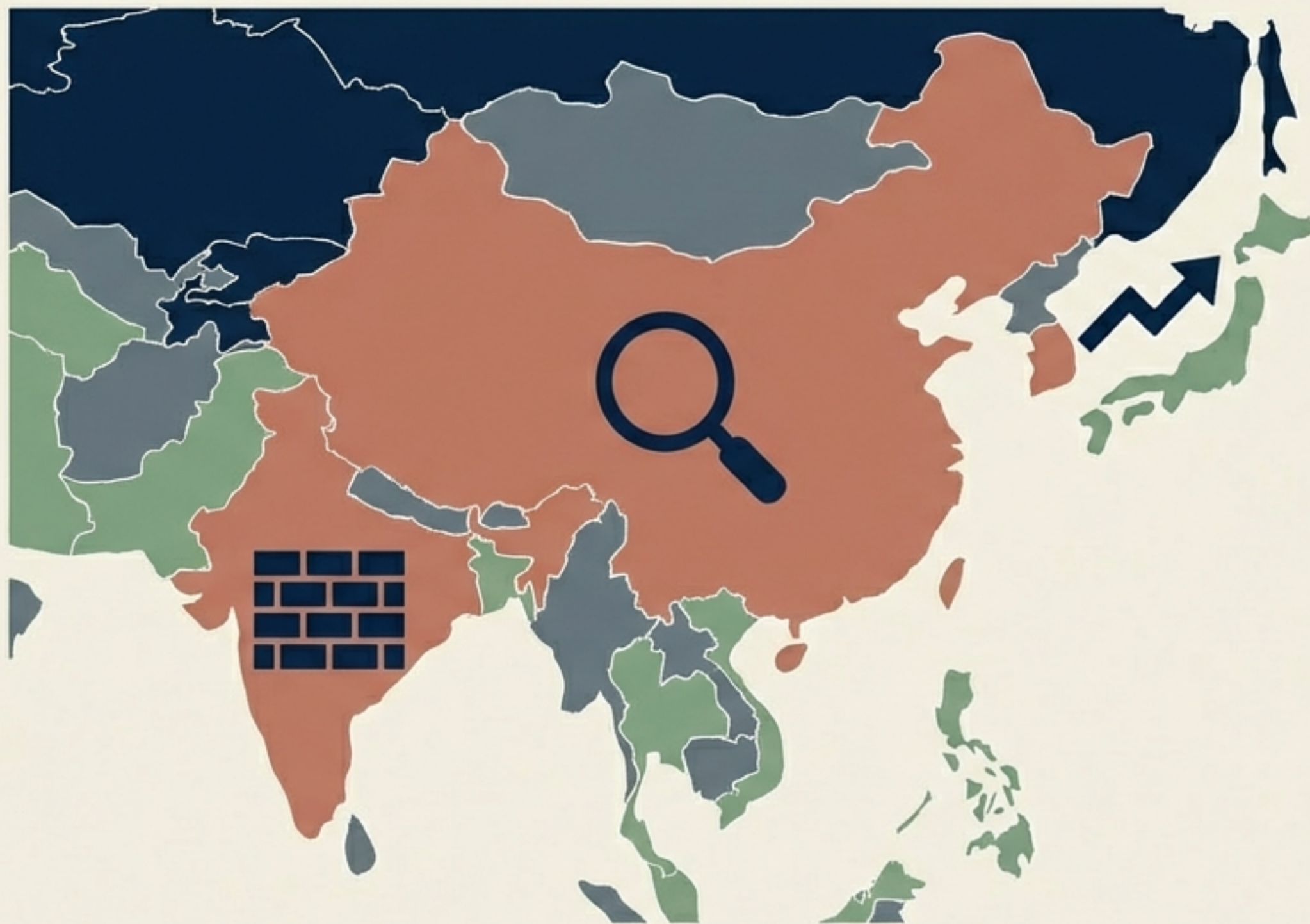
一般的な用途限定クレームが可能だが、「治療」表現はNG。

例：食欲低減（美容・健康維持）

Case Study: 酢酸イソアミル

「非治療的用途」であることを明示し、具体的な食品形態（飲料、菓子等）を列挙することで特許化に成功。

新興市場の動向：韓国の台頭と中印の障壁



韓国 (Korea) : 日本に近い実務へ移行中。食品用途発明の国。国際出願において韓国企業の活動が活発化。

中国 (China) : 厳格な審査。用途限定が「構造・組成の変化」を伴わない限り、新規性は認められにくい。

インド (India) : Section 3(d)の壁。「公知物質の新たな性質発見」は発明とみなされない。製法や新規組成物としての出願が必須。

グローバル・マトリクス：法域別要件の比較

Jurisdiction	Claim Type	Novelty of Use	Key Hurdle
Japan	用途限定食品 (Product)	Recognized (認められる)	None (Low)
USA	使用方法 (Method)	Not Recognized (Inherency)	内在的性質 (Inherency)
Europe	用途限定プロダクト (Product)	Recognized (認められる)	医療 vs 非医療の区別
China	原則不可 (Strict)	Not Recognized	構造変化が必要
Korea	用途限定食品 (Product)	Recognized	日本に類似

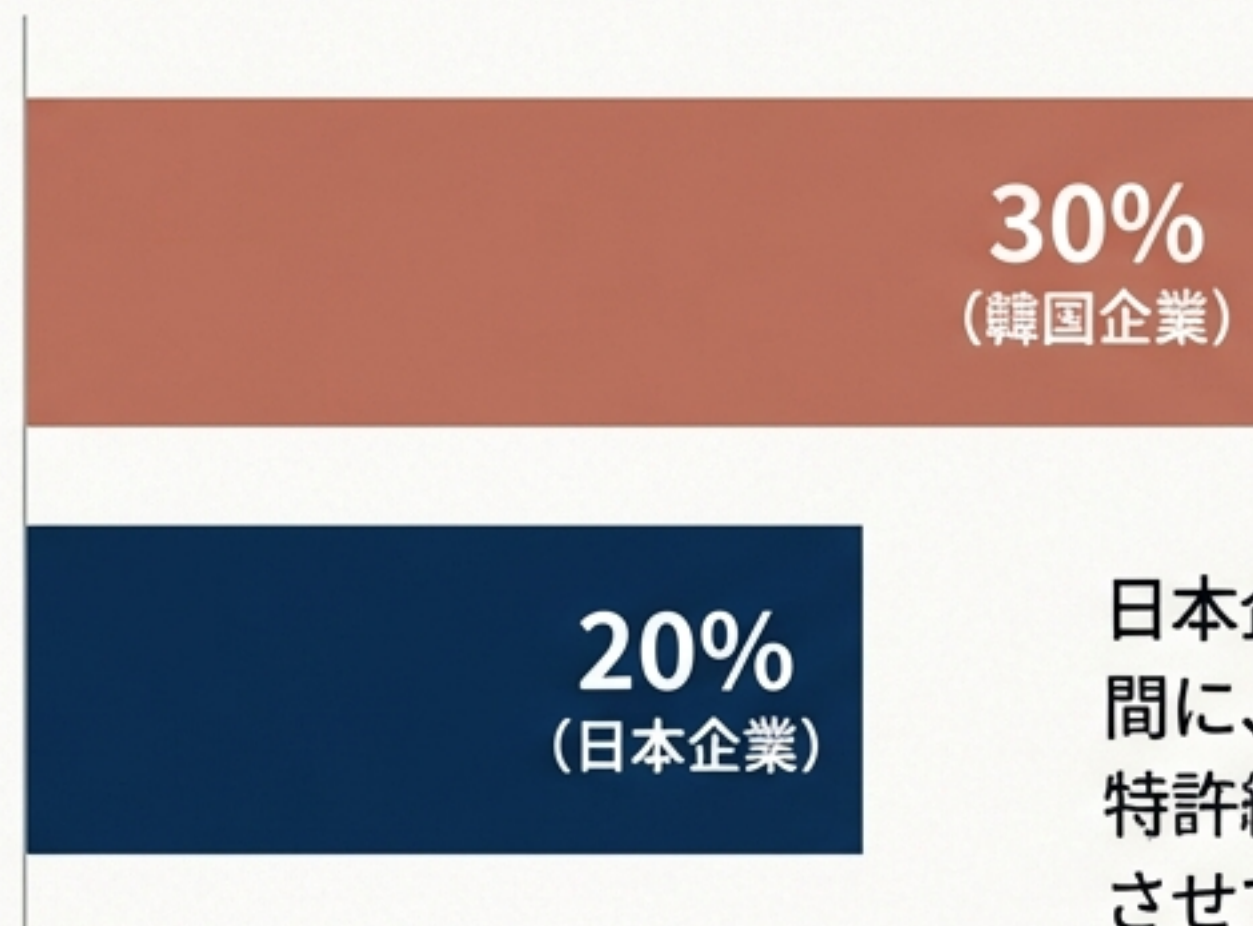
Point: 日本と欧州・韓国は「用途」を認めるが、米国・中国・インドは「構造・方法」を重視する。

乖離の代償：出願人への負担と競争リスク

複雑性とコスト

- PCT出願時に、日・米・欧用の「マルチ・クレームセット」が必要。
- 米国での「予想外の結果」立証や欧州での補正対応により、費用と時間が増大。

食品用途関連特許の出願割合（2016年以降）



日本企業が慎重な間に、韓国勢が国際特許網の構築を先行させている。

背景にある思想：法理と産業政策

法理 (Legal Theory)

米国は「構造的同一性」を重視。欧州は「技術的情報（用途）」に新規性を認める。

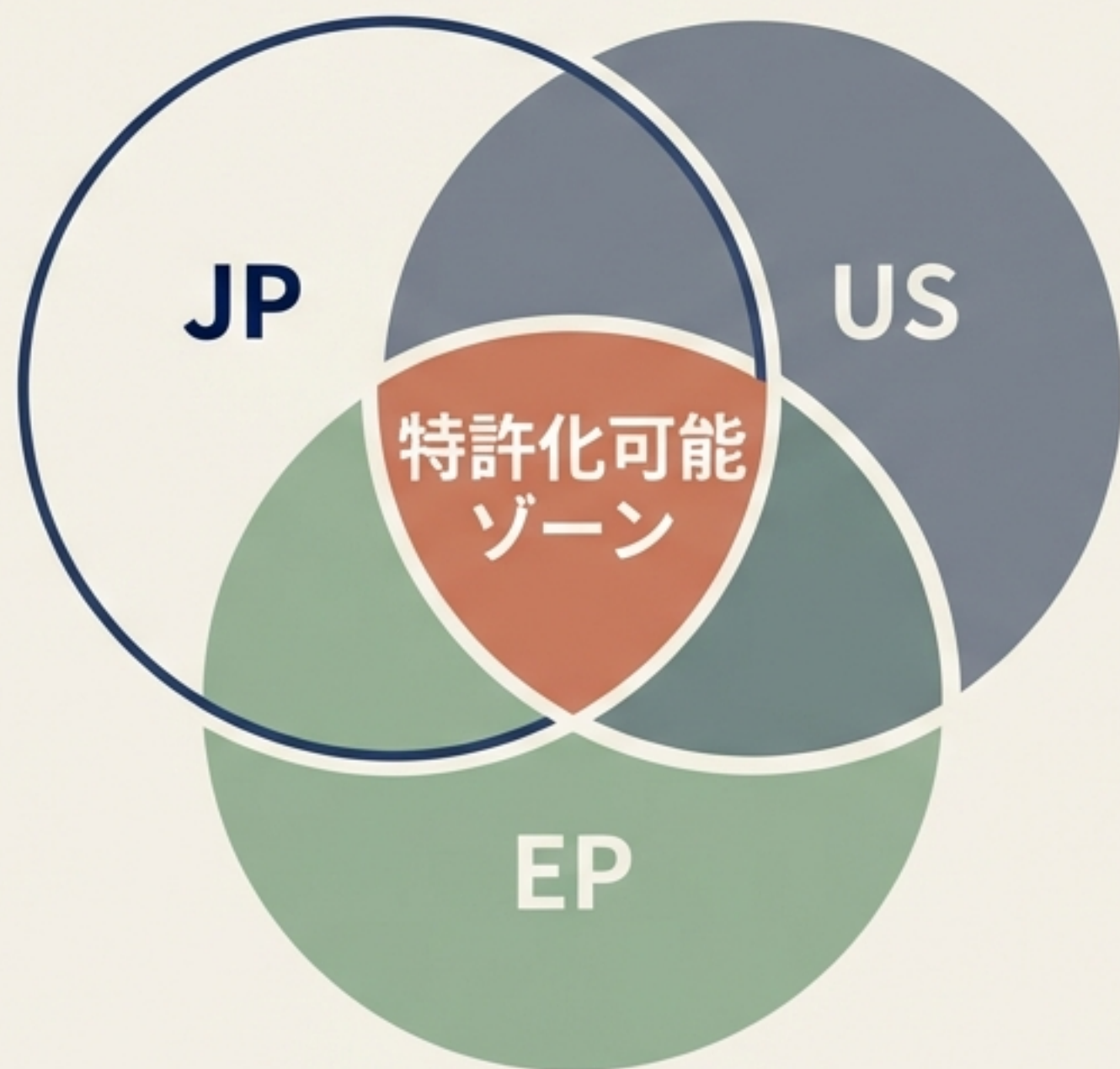
倫理・公衆衛生 (Ethics)

欧州(EPO)は医師の自由を守るため「治療方法」を除外
→ 代替として「用途限定」クレームが発達。

産業政策 (Policy)

日本：2015年「機能性表示食品制度」と2016年「特許審査基準改訂」が連動。政府主導のイノベーション保護。

クリティカル・レビュー：「差異」は致命的か？

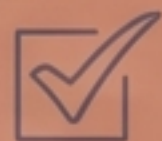


Thesis: 明確な差異は存在するが、それは「乗り越えられない壁」ではない。

Evidence: 酢酸イソアミルのような事例では、適切なドラフティングにより3極すべてで権利化に成功している。

Trend: PPH（特許審査ハイウェイ）等により、実務の収斂（コンバージェンス）も進行中。

戦略的ブループリント：勝つための出願実務



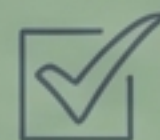
ハイブリッド明細書

明細書には、米国の「方法クレーム」用データと、日欧の「用途限定物クレーム」用記載の両方を盛り込む。



データは王様 (Data is King)

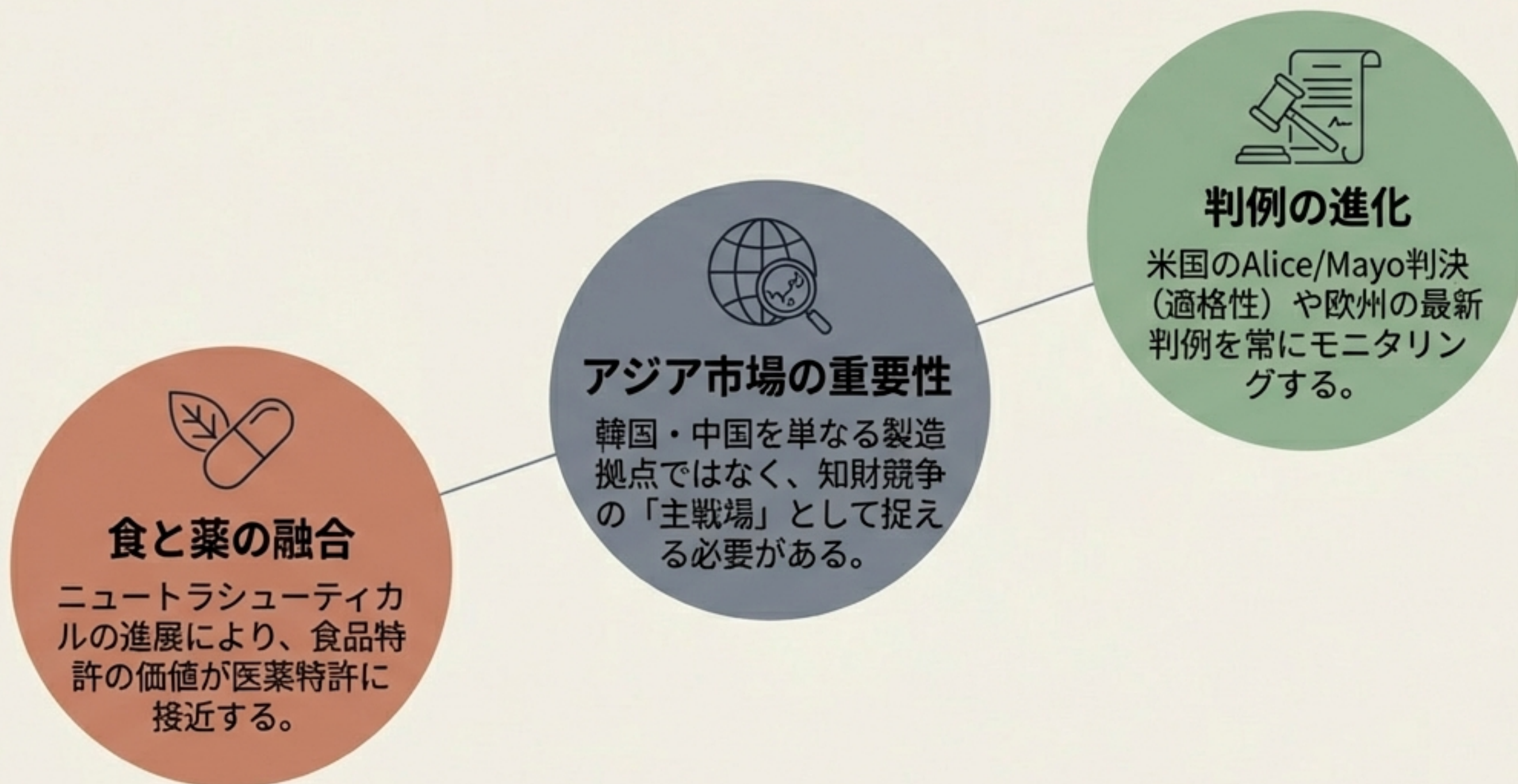
「自明性」の壁を超えるため、先行技術に対する顕著な効果を示す比較実験データが必須。



ポートフォリオ・ミックス

日本のスピード審査を活用しつつ、欧州の広い「用途」概念と米国の強力な「方法」特許を組み合わせる。

未来展望：融合する領域とアジアの引力



結論：複雑性を競争優位に変える



Reality：国際的な制度差は今後も続く現実である。
Opportunity：この差異を深く理解することは、単なるコンプライアンスではなく、競合他社に対する参入障壁（Moat）を築く武器になる。

食品イノベーションを守り抜くために、
「ワールドクラス」の知財ミックス戦略を構築せよ。